

住宅の新築・購入に対する支援制度を実施します

(幕別町定住促進住宅建設費補助金)

町では、定住促進と地域経済の活性化を図るため、人口減少が進行する特定の地域において、自らが居住するための住宅を新築または購入する場合に、補助金を交付します(平成27年3月31日まで)。

◆対象地域

- ・幕別市街(市街化区域に限る)
- ・忠類市街

◆対象者 次の①と②の要件を満たす方。

- ① 自ら居住する目的で住宅を新築・購入する方。
- ② 10年以上継続して住宅に居住する方(10年の起算は補助金額確定日の翌日から)。

「対象除外」

- ① 相続、贈与等により住宅を取得した場合。
- ② 移転補償費により住宅を新築・購入する場合。
- ③ 申請者本人や世帯員が市町村税を滞納している場合。
- ④ すでに対象地域で世帯のいずれかが所有する住宅に居住している場合。ただし、世帯分離により転居し、住宅を新築・購入する場合を除きます。
- ⑤ 対象地域に自らが所有する住宅に居住している方が対象地域から町

外に転出・転居し、1年以内に対象地域内に再転入・転居して住宅を新築・購入する場合。
⑥ 過去のこの補助を受けた者の住宅に居住していた方

◆対象となる住宅

平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間に、自らが所有者として対象地域に新築・購入する住宅。

「対象除外」

- ① 2親等以内の親族から購入する住宅。
 - ② 別荘など一時的に使用する住宅。
 - ③ 賃貸住宅。
- ◆補助金額
- ① 対象住宅を新築・購入する年度(補助申請年度)における住宅の土地(敷地)の価格の相当額。
 - ② 町外業者で住宅を新築・購入(中古住宅を含む)する場合は、①の相当額の7割です。

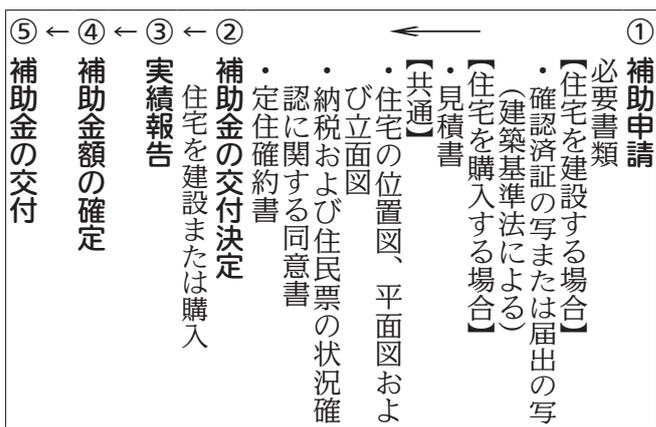
③ 土地の面積と補助金額の上限は、次の表のとおりです。

区分	対象要件	補助面積(敷地)の上限	補助金額の上限
幕別市街 (市街化区域)	町内業者で住宅を取得(中古住宅を除く)	330㎡	3,000千円
	町外業者で住宅を取得(中古住宅を除く)		2,100千円
	中古住宅を購入		
忠類市街	町内業者で住宅取得(中古住宅を除く)	600㎡	2,000千円
	町外業者で住宅を取得(中古住宅を除く)		1,400千円
	中古住宅を購入		

- ④ 併用住宅(居住部分が2分の1以上のものに限り)の場合は、延べ床面積を按分して算出します。
- ⑤ 住宅を既建設地に増築する場合は、併用住宅の場合に準じて、補助金の額を算出します。
- ⑥ 住宅(併用住宅を含む)を新築・購入する場合、土地・建物の額が補助金の算定額を下回る場合は、購入額とします。

◆補助申請の流れ

住宅の建設工事着手前または売買契約締結前に申請してください。



◆問い合わせ先

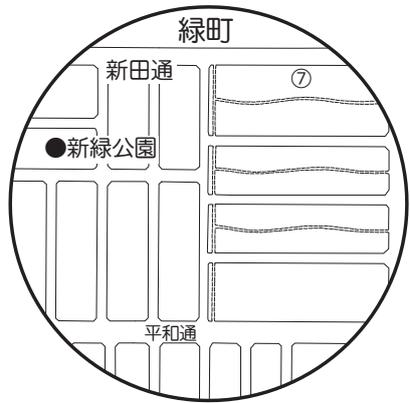
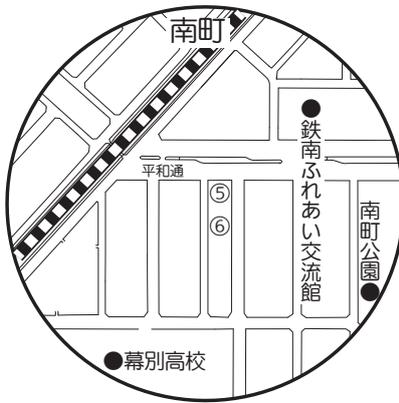
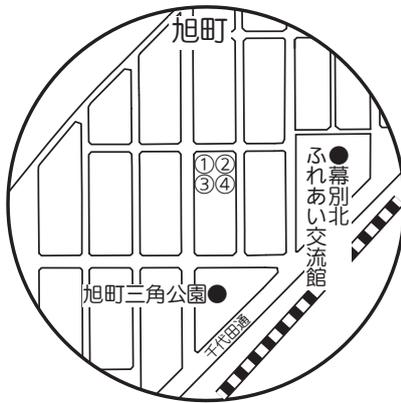
企画室(TEL)【幕】54-6610

分譲価格を見直しました

固定資産税の評価額をもとに実勢価格としました。

定住促進住宅建設対象地域内で町、土地開発公社が販売している分譲地は次のとおりです。

【幕別地区】 ◆問い合わせ・申込先 幕別町土地開発公社（商工観光課内・TEL【幕】54-6606）



所在地	区画面積	販売価格
①旭町18番地43	325.15㎡(98.53坪)	3,531,000円
②旭町18番地44	325.15㎡(98.53坪)	3,397,000円
③旭町18番地45	327.40㎡(99.21坪)	3,457,000円
④旭町18番地46	327.40㎡(99.21坪)	3,323,000円
⑤南町70番地1	314.24㎡(95.22坪)	4,110,000円
⑥南町70番地5	315.01㎡(95.45坪)	3,781,000円
⑦緑町1番地18	555.93㎡(168.46坪)	6,643,000円

宅地分譲地の申し込みを受け付けます

◆申込受付期間 4月2日(月)～4月16日(月)

◆申込先

【幕別地区】 幕別町土地開発公社
(商工観光課内)

【忠類地区】 忠類総合支所地域振興課

※応募者多数の場合は抽選となります。

※詳しくは、お問い合わせください。

【忠類地区】 ◆問い合わせ・申込先 忠類総合支所地域振興課 (TEL【忠】8-2111)



所在地	区画面積	販売価格
①忠類栄町371番地8	575㎡(174.24坪)	1,788,000円
②忠類栄町371番地12	575㎡(174.24坪)	1,788,000円
③忠類栄町371番地14	575㎡(174.24坪)	1,788,000円
④忠類栄町371番地16	562㎡(170.30坪)	1,798,000円
⑤忠類栄町371番地7	575㎡(174.24坪)	1,753,000円
⑥忠類栄町371番地13	575㎡(174.24坪)	1,753,000円
⑦忠類栄町371番地15	562㎡(170.30坪)	1,747,000円
⑧忠類栄町371番地21	594㎡(180.00坪)	1,829,000円
⑨忠類栄町371番地22	594㎡(180.00坪)	1,829,000円

※札内地区の宅地分譲地の情報は、21ページに掲載しています。

忠類地域民間賃貸住宅建設促進事業

忠類地域の住環境の整備と定住化を図ることを目的に、賃貸住宅を建設する方を募集します。新たに忠類市街地に民間賃貸住宅を建設する方(法人・個人)に対して、建設費の助成を行いますので、関心のある方は説明会にご参加ください。

なお、事業期間は平成24年度から平成26年度の3カ年となります。

詳しくは、お問い合わせください。

◆助成金 建設する賃貸住宅の床面積に、3.3㎡当たり15万円を乗じて得た額。(戸当たり66㎡を上限)

◆事業説明会日時・場所

・日時 4月10日(水) 午前10時～

・場所 忠類総合支所小会議室

◆問い合わせ先

忠類総合支所地域振興課 (TEL【忠】8-2111)